

小平市立花小金井小学校

保護者の会規約

(名称・会員)

- 第1条 本会は、小平市立花小金井小学校保護者の会（以下本会という）と称し、小平市立花小金井小学校に在学する児童の保護者を会員とする。
在職の教職員は賛助会員とする。

(目的・所在)

- 第2条 本会は、学校と会員及び会員相互の連と協力により、学校教育の向上発展と学校・家庭・地域における児童の健全育成を図ることを目的とする。
本会の事務局は、小平市立花小金井小学校（小平市花小金井1丁目35番1号）内に置く。

(活動)

- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 学校行事への協力及び学校教職員との交流を図る。
 2. 教育振興のため学校より要請された事項への協力を図る。
 3. 地域や青少年対策委員会、小平市立小学校PTA連合会等の活動への協力を図る。
 4. 研修・親睦・弔慰に関すること、その他必要と認められることを行う。

(組織と運営)

- 第4条 本会は、次の組織により、会員の総意に基づいて民主的に運営される。
1. 保護者の会委員会
(1) 保護者の会委員会（以下委員会という）は各学級から選出された保護者の会委員全員と校長、副校長、教員代表による会であり、本会の協議及び執行機関である。
(2) 委員会は原則として毎月1回開催するが、必要に応じて臨時に開くこともできる。
 2. 保護者の会役員会
(1) 保護者の会役員会（以下役員会という）は、正・副委員長、書記3名、会計1名と校長及び副校長の計8名によって構成する。
(2) 役員会は委員会に先立って開催し、委員会の円滑な運営のために必要な企画立案及び調整等を行う。
(3) 役員会が必要と認めた委員等は、保護者の会委員長の要請により役員会に出席を認める。
 3. 保護者の会全体会
保護者の会全体会は、全保護者の会であり、委員会及び学校が開催の必要を認めた場合開催する。

(各委員及び役員の選出)

- 第5条 各委員及び役員の選出は次のように行う。
1. 原則、年度初めの各学級保護者会において、保護者の会委員2名・青少対委員2名を選出する。
 2. 委員会において、次の役員を選出する。
委員長1名 副委員長1名 書記3名 会計1名
 3. なお、委員長、副委員長選出において、本会で一度でも委員長、副委員長を経験したことのあ
る保護者は、本人の申し出がある場合、委員長、副委員長に再度選出されることを辞退することが
できる。
 4. 年度初めの各学級保護者会において、保護者の会委員・青少対委員を選出の際、本校に在学中
の児童がおり、かつ本校の学校支援コーディネーターの職務を遂行している保護者については、そ
の年度の保護者の会委員・青少対委員を免除とする。

(役員及び委員の任務)

第6条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 委員長は、本会を代表し、会務を遂行する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理を務める。
3. 委員長及び副委員長は、小平市立小学校PTA連合会の会長交流会・その他の会議に必要なに応じて出席し、本会を代表して必要な任務を行う。
4. 書記は、委員会の会議の記録及び委員会だよりの作成、委員会の活動の記録を行う。
5. 会計は、会員から徴収した会費の収支管理を行う。
6. 委員は、各学期に開かれる保護者会等において、全保護者の意向を反映させるために必要な任務を行う。
7. 委員会は、次年度の新役員との引継ぎをもって任務を終わる。

(会費)

- 第7条
1. 本会は、会の運営のため、次の会費を徴収する。
児童、教職員一人につき年額600円とする。但し、在学中の第2子以降は一人につき年額400円とする。
 2. 2学期末までの転入者からは、600円の会費を徴収する。但し、年度中の転出者には、会費の返還は行わない。

(会計及び会計監査)

- 第8条
- 会計は、保護者の会役員の会計がその任にあたる。
会計監査は、前年度1学年委員の中から2名選出する。

(会計年度)

- 第9条
- 会計年度は、年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、年度末には会計監査および会計報告を行う。

(規約改正)

- 第10条
- 本規約の改正は、役員会で原案を作成し、委員会で審議した上で、各学年保護者会において、出席者の過半数の賛同と学校長の承諾を得て成立する。

(弔慰規定)

- 第11条
- 本会の弔慰に関しては、別に定める。

付 則

1. 本規約は、平成14年4月1日に制定する。
2. 本規約は、平成15年4月1日に一部改正する。
3. 本規約は、平成18年4月1日に一部改正する。
4. 本規約は、平成27年4月1日に一部改正する。
5. 本規約は、平成29年4月1日に一部改正する。

本規約は、平成29年4月1日より施行する。

小平市立花小金井小学校保護者の会
保護者・児童・教職員の弔慰に関する規定

(目的)

第1条 本会の保護者・児童・教職員に関して、弔慰を行う必要の生じた場合の原則的な事項を定める。

(対象)

第2条 弔慰の対象は次の通りとする。

1. 保護者
2. 児童
3. 教職員

(方法と内容)

第3条 死亡の場合

原則として、代表が参列し、香典五千円を供える。

(規定改正)

第4条 本規定の改正は、保護者の会役員会で原案を作成し、保護者の会委員会で審議した上で、各学年保護者会において、出席者の過半数の賛同と学校長の承認を得て成立する。

付 則

1. 本規定は、平成14年4月1日に制定する。
2. 本規定は、平成15年4月1日に一部改正する。

本規定は、平成15年4月1日より施行する。